



# 第57回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時00分  
受付開始：午前9時30分

## 開催場所

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目10番25号  
名駅IMA I（イマイ）ビル8階  
A P 名古屋（東急グループ）

## 議 案

議 案 取締役9名選任の件

### 株主総会にご出席いただけない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使  
くださいますようお願い申し上げます。

#### 議決権行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時45分まで

証券コード 7368  
2023年6月7日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅四丁目2番11号  
表示灯株式会社  
代表取締役社長 徳毛孝裕

## 第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.hyojito.co.jp/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」  
「IRお知らせ一覧」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7368/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「表示灯」又は「コード」に当社証券コード「7368」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日時 2023年6月23日(金曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)  
(開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
2. 場所 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目10番25号  
名駅IMA1(イマイ)ビル8階 AP名古屋(東急グループ)  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第57期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
議案 取締役9名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)  
(1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。  
(2)インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。  
(3)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。  
(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ~~~~~
- ◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎お知らせ 電子提供措置に修正が生じた場合は、前記インターネット上の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。  
本株主総会に係る株主総会資料につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




### 株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

**2023年6月23日(金曜日)**  
午前10時(受付開始：午前9時30分)




### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2023年6月22日(木曜日)**  
午後5時45分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2023年6月22日(木曜日)**  
午後5時45分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

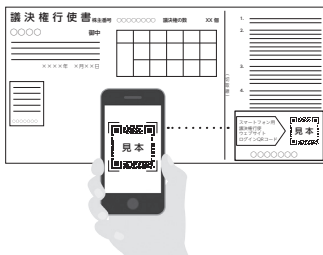
インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

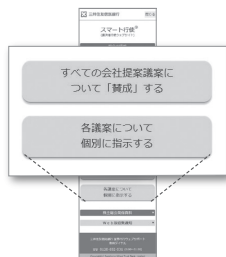
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

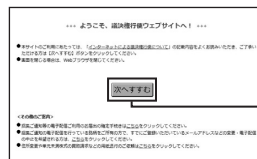
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でスマートフォンやパソコンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

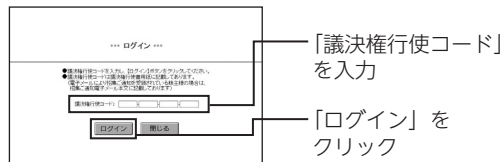
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

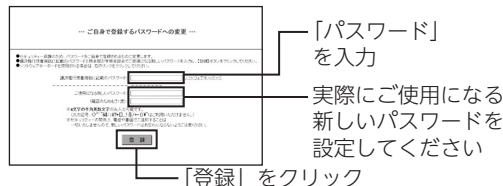
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2022年4月1日から)  
(2023年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響からの持ち直しによる経済活動の正常化の動きがみられるものの、欧米各国の景気後退懸念の拡大、サプライチェーンの混乱やウクライナ情勢の影響等を背景とした各種価格の高騰、為替相場の不安定な動きによる物価上昇など、先行きは不透明な状況が続いております。

広告業界においては、2022年の総広告費は国内外の様々な影響を受けつつも、過去最高を記録し、特にインターネット広告費は、社会のデジタル化を背景に継続して高い増加率を保っており、その成長に市場全体が支えられております。そのような状況の中、交通広告においては、鉄道においてポスター、デジタルサイネージとともに前年に続き、ネットワーク系媒体よりも主要駅で人流が多いロケーションに設定されたインパクト型OOH媒体に需要が集中して、全国的に大型デジタルサイネージは前年を上回りました。屋外広告においても人流回復が顕著になり、広告需要も高まってきました。

当社におきましては、ナビタ事業では、病院・寺社などの新規プラットフォームの拡大、自治体との取引深耕、中核医療機関との取引拡大を図るとともに、既存媒体（広告）価値向上や「ナビタイムジャパン」及び「駅探」との協働などによるWEBビジネスの拡大により収益力向上を図り、アド・プロモーション事業では、広告各種における最適な企画・プレゼンテーション等によるサービスの向上を図るとともに、新たな付加価値の創造による新商品の拡大に取り組み、サイン事業では、引き続き鉄道関連の設備投資需要補足に注力するとともに、自治体及び病院への取引拡大に努めてまいりましたが、本格回復には至らない状況となりました。

以上の結果、当事業年度の売上収益は9,960百万円（前事業年度比2.9%増）、営業利益は549百万円（同24.2%減）、経常利益は621百万円（同17.7%減）、特別損失に減損損失439百万円を計上したことにより、当期純利益は82百万円（同79.0%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

(ナビタ事業)

既存ナビタの媒体（広告）の価値向上を図るとともに、WEB商材の販売強化や新規媒体開発による付加価値の向上、筐体の再利用による新たなナビタの設置、電子契約化促進などによるデジタル化やインサイドセールスの強化を進めてまいりましたが、ナビタ筐体償却費増加や前向き投資による事業部門負担の増加などから売上収益は8,019百万円（前事業年度比0.6%増）、営業利益は1,020百万円（同6.6%減）となりました。

(アド・プロモーション事業)

広告需要の回復の兆しが見られ、鉄道以外の媒体広告の拡販やマス媒体の強化及び自治体ビジネスさらにWEB商材の開発やデジタルサイネージによる配信システム販売強化に取り組んでまいりましたが、大口取引や利益率の高い案件の減少などにより、売上収益は603百万円（前事業年度比△0.8%減）となり、営業利益は32百万円（同39.1%減）となりました。

(サイン事業)

自治体・病院などにおける営業の強化や既存取引先との取引拡大、新商材の開発を進め、自治体や企業等から大型案件を受注したものの利益率の低い案件もあり、売上収益は1,337百万円（前事業年度比22.3%増）、営業損失は54百万円（前事業年度は営業利益9百万円）となりました。

事業別売上収益

事業区分	第56期 (2022年3月期) (前事業年度)		第57期 (2023年3月期) (当事業年度)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
ナビタ事業	7,974	82.4	8,019	80.5
アド・プロモーション事業	607	6.3	603	6.1
サイン事業	1,093	11.3	1,337	13.4
合計	9,676	100.0	9,960	100.0

## ②設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は806百万円で、その主なものは次のとおりであります。

### イ. 当事業年度中に取得した主要設備

駅他周辺案内図用設備	562百万円
ソフトウェア	72百万円

### ロ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

駅他周辺案内図用設備	24百万円
------------	-------

## ③資金調達の状況

当事業年度中の資金調達はありません。



## (2)財産及び損益の状況

区 分	第 54 期 (2020年3月期)	第 55 期 (2021年3月期)	第 56 期 (2022年3月期)	第 57 期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高(千円)	13,065,401	13,237,395	—	—
売 上 収 益(千円)	—	—	9,676,056	9,960,242
経 常 利 益(千円)	1,204,513	1,460,018	754,246	621,019
当 期 純 利 益(千円)	807,184	984,297	391,698	82,316
1 株当たり当期純利益 (円)	207.65	253.21	83.46	17.44
総 資 産(千円)	12,065,055	12,778,823	13,512,765	13,762,244
純 資 産(千円)	5,173,580	6,031,800	7,490,993	7,292,198
1 株当たり純資産 (円)	1,330.91	1,551.69	1,587.01	1,544.89

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前事業年度の期首から適用しております。
- また、第55期まで損益計算書において表示していた「売上高」については、より適切な表示の観点から検討した結果、前事業年度から「売上収益」として表示することとしました。

### (3)対処すべき課題

当社が対処すべき課題は収益力の回復と認識しています。その為に下記の事項に取り組んでまいります。

#### ①Web商品の強化、開発

ナビタ事業においても、デジタルサイネージ導入による多言語化（英語、中国語、韓国語など）、サービスの高機能化（動画による伝達情報量の拡大）、競争力の強化が必要と考え対応しています。特に多言語化については、インバウンド来訪者数の回復が見込める中で対応を進めたいと考えています。地域の特性に応じた機能を提供し、過度なスペックを避けることで収益性を確保してまいります。デジタルサイネージ化の流れの延長線上にあるWeb商品への対応も不可欠です。当社ではナビタと連動したe-ナビタから、業態に特化したTAXFREESHOPS.JP、e-メディアケア、目的地までの道案内機能を持つ「ここからGO!」などのサービスを提供していますが、Web商品の強化は喫緊の課題と考えております。交通検索機能を提供する他社（株式会社ナビタイムジャパン、株式会社駅探）との連携をはじめ、今後もWeb関連ビジネスの推進を目的に経験ある人材の登用により体制を強化していきます。

#### ②人材の育成と活用

今後、業績を維持・成長させていくためには人材の採用・育成は不可欠です。さらに、適材適所に人員を配置し、多様な人材やスキルを組み合わせることで、更なる付加価値を追求していきます。営業担当社員へのOJTによる教育のみならず、ロールプレイング研修やモバイル端末を利用した営業ツールの共有、同行営業なども行い、営業力のボトムアップを図ります。また、業務管理担当社員に対しては、各自の業務処理能力に応じたスキルアップ研修などを行います。

#### ③システム強化による業務効率化

売上規模拡大や提供サービス増加に伴い管理部門の強化が必要となります。そのため、基幹システムの改修を進めています。システム強化による業務効率化を進めることで人員の適正化も図ります。

#### ④ナビタ事業における既存媒体の付加価値向上等

収益性の低い既存媒体を刷新する取り組みを進めます。筐体のリニューアルや移設により広告媒体価値を高めると共に、ロケーションオーナーへの納金の適正化も進めていきます。さらに、インサイドセールスによる他の商材のクロスセルも推進し、収益力の向上を図ります。

#### ⑤ナビタ事業におけるスポンサーへのアド・プロモーション商材の提案営業

アド・プロモーション事業は、現在も駅構内の看板や車両広告を中心に、全国規模のネットワークや、ナビタ事業におけるスポンサー・自治体とのつながりなど、当社独自の強みを生かして事業を進めています。特に、ナビタ事業におけるスポンサーへのアド・プロモーション商材の提案営業に注力していきます。今後は、複数設置しているナビタ媒体へ一括して広告掲出を行うニーズなども想定されるため、従来の店舗単位の営業にとどまらず、本社向けの営業を強化しナショナルクライアント（全国的な知名度、ブランドを持つ企業）の獲得を目指します。

#### ⑥ナビタ事業におけるロケーションオーナーへのサイン商材の提案営業

サイン事業は、鉄道会社を中心とした受注活動を行っています。今後は、ナビタ事業におけるロケーションオーナーである自治体や地域の中核病院向けに施設利用者の利便性向上のみならず、地域の安心安全に資する避難・防災関連等のサイン商材の提案営業にも注力していきます。

#### ⑦テレワークの推進

新型コロナウイルスなどの感染症の流行や自然災害の際にも、事業活動を継続するためにテレワークに対応できる管理体制の構築を進めています。VPN環境を備えたノートPCを標準化するなどの対応を行いました。また、技術職におけるテレワークについては適宜継続し、営業活動においてもWeb営業に対応できる体制を維持する予定です。

#### ⑧販売・製造原価や一般販売管理費等のコストコントロール

外注費用や仕入費用、業務委託費用などについてはその調達先・委託先の多様化を図り、より有利なコスト構造を構築したいと考えています。

#### ⑨プラットフォームを活かした新規ビジネス

様々な業種に広がるナビタ事業におけるスポンサーとのネットワークや自治体・病院・鉄道会社などのロケーションオーナーとのネットワークを活かした新しいサービス提供を行うため、自社開発にこだわらず、様々な企業との業務提携やM&Aも検討してまいります。2023年4月には西菱電機株式会社より番号案内表示システム販売事業を譲り受けましたが、引き続きプラットフォーム内に蓄積された情報をもとに他社との連携・事業譲受・新規ビジネスの創出を進め、ライフスタイルナビゲーターとしての役割を担える存在を目指します。

#### ⑩サステナビリティへの取り組み

当社の持続的な成長には、サステナビリティの観点から事業に取り組む事が非常に重要と考えております。地域貢献はもとより、省エネルギー・再生素材を活用した筐体の製作、色覚バリアフリーを意識した地図作りをはじめ、子育て支援や女性活躍推進、残業時間削減などの働き方改革に注力し人的資本の一層の活用が可能な環境作りも進めてまいります。

(4)主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
ナビタ事業	駅周辺、自治体、地域中核医療機関、警察署、交番、運転免許試験場等へのインフォメーションマップ「ナビタ」の企画、制作
アド・プロモーション事業	交通広告、屋外広告、新聞雑誌広告、その他広告媒体の企画、制作、取扱
サイン事業	環境、交通、公共施設、商業施設、誘導案内サインの企画、開発、設計、施工

(5) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

名古屋本社	名古屋市中村区名駅四丁目2番11号
東京本社	東京都港区南青山五丁目12番22号
東京支社	東京都港区南青山五丁目12番22号
関東支社	東京都港区南青山五丁目12番22号
大阪支社	大阪市中央区備後町四丁目2番10号
名古屋支社	名古屋市中村区名駅四丁目2番11号
札幌支社	札幌市中央区北五条西六丁目2番地2
福岡支社	福岡市中央区天神二丁目14番8号
仙台支社	仙台市青葉区中央四丁目10番3号
広島支店	広島市中区八丁堀15番6号
金沢支店	金沢市広岡一丁目1番18号
静岡支店	静岡市葵区黒金町11番地の7
四国支店	高松市番町一丁目6番6号
盛岡営業所	盛岡市盛岡駅前通3番53号
新潟支店	新潟市中央区東大通二丁目1番地20
横浜営業所	横浜市中区花咲町1番2号
京都営業所	京都市中央区御池通室町西入西横町167番1号
長野営業所	長野市大字栗田1009-2

- (注) 1. 札幌支社は、2022年6月27日をもって中央区大通西四丁目から同区北五条西六丁目に移転しております。
2. 関東支社は、2023年1月5日をもって渋谷区渋谷三丁目から港区南青山五丁目に移転しております。
3. 福岡支社は、2023年5月22日をもって中央区天神二丁目から同区天神一丁目に移転しております。
4. ナビタソリューションセンターは組織変更に伴い、2022年10月1日をもって名古屋本社内の生産本部として編入しており、名称は解消しております。

## (6)従業員の状況 (2023年3月31日現在)

### ①事業区分別の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前事業年度末比増減
ナビタ事業	189 (－)	19名減 (－)
アド・プロモーション事業	25 (1)	1名増 (±0)
サイン事業	27 (－)	10名増 (－)
全社(共通)	216 (25)	9名増 (±0)
合計	457 (26)	1名増 (±0)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社(共通)」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
457 (26) 名	1名増 (±0)	45.1歳	8.9年

- (注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (7)主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (8)その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数 18,880,980株

(注) 2022年6月24日開催の第56回定時株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、2022年6月24日付で、発行可能株式総数を15,500,000株から18,880,980株に変更しております。

(2)発行済株式の総数 4,720,245株 (うち自己株式45株)

(3)株主数 3,095名

### (4)大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
喜平会株式会社	1,024,020	21.69
H K O 株式会社	500,000	10.59
Y K T 株式会社	500,000	10.59
T Y シ エ ル 株式会社	423,725	8.97
M K T 株式会社	366,795	7.77
HSBC PRIVATE BANK (SUI SSE) SA GENEVA - SEGREG HK IND 1 CLT ASSET	183,600	3.88
吉田大士	135,345	2.86
野田賢次郎	130,000	2.75
栗本肇	129,000	2.73
株式会社 ケ シ オ ン	71,800	1.52

(注) 持株比率は自己株式 (45株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	徳 毛 孝 裕	
代表取締役副社長	永 井 東 一	管理本部長、生産本部長
取締役副社長	内 藤 浩 文	公共事業本部長
取締役会長	吉 田 大 士	
取締役副会長	栗 本 肇	
取締役副会長	栗 本 勉	
取 締 役	高 岡 次 郎	株式会社アタックス 最高顧問
取 締 役	白 木 和 夫	株式会社シロキホールディングス 代表取締役社長 株式会社シロキ 取締役相談役 シロキコーポレーション株式会社 取締役
取 締 役	那 須 國 宏	那須・岩崎法律事務所 所長弁護士 東海旅客鉄道株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	橋 本 幸 夫	
監 査 役	田 嶋 好 博	田嶋・水谷法律事務所 所長弁護士 株式会社エイチーム 社外監査役
監 査 役	大 隈 園 彦	

- (注) 1. 取締役高岡次郎氏、取締役白木和夫氏及び取締役那須國宏氏は、社外取締役であります。
2. 監査役田嶋好博氏及び監査役大隈園彦氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役高岡次郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外取締役那須國宏氏及び社外監査役田嶋好博氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役白木和夫氏及び社外取締役那須國宏氏並びに社外監査役大隈園彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



6. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
栗本勉	取締役副社長 生産本部長	取締役副会長	2022年6月24日
永井東一	取締役副社長 管理本部長	取締役副社長 管理本部長	2022年4月1日
	取締役副社長 管理本部長	取締役副社長 管理本部長 生産本部長	2022年5月1日
	取締役副社長 管理本部長 生産本部長	代表取締役副社長 管理本部長 生産本部長	2022年6月24日
徳毛孝裕	副社長執行役員	代表取締役社長	2022年6月24日
内藤浩文	顧問	取締役副社長 公共ナビタ事業 本部長	2022年6月24日

7. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
内藤浩文	取締役副社長 公共ナビタ事業 本部長	取締役副社長 公共事業本部長	2023年4月1日

## (2)事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
佐々木真郎	2022年6月24日	任期満了	代表取締役社長

### **(3)責任限定契約の内容の概要**

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### **(4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当社が負う有価証券損害賠償費用、訴訟費用、不祥事が発生した場合の第三者委員会設置費用等に加え、被保険者が会社の役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役、執行役員等であります。なお、保険料は当社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

## (5)取締役及び監査役の報酬等

### ①当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数 (名)	報 酬 等 の 種 類 別 の 額				計 (千円)
		固 定 報 酬 (千円)	業 績 連 動 等 報 酬 (千円)	非 金 銭 等 報 酬 (千円)	退 職 功 労 金 (千円)	
取 締 役 (うち社外取締役)	10 (3)	180,750 (14,400)	16,818 (-)	- (-)	6,350 (2,450)	203,918 (16,850)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	22,800 (10,800)	- (-)	- (-)	9,010 (3,010)	31,810 (13,810)
合 計 (うち社外役員)	13 (5)	203,550 (25,200)	16,818 (-)	- (-)	15,360 (5,460)	235,728 (30,660)

- (注) 1. 上表には、2022年6月24日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 退職功労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
3. 2022年6月24日開催の第56回定時株主総会決議に基づき、取締役2名に対し役員退職功労金21,800千円を支払っております。当該金額には、当事業年度および過年度の事業報告において役員退職慰労引当金の繰入額として開示済の金額が含まれております。
4. 取締役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第52回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、16名（うち、社外取締役は2名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第52回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。

## ②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年4月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について役員報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、役員報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

### b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

### c. 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益に対する一定の比率に応じて算出された額を個別に設定された配分比率に応じて配分額を決定し、12分割のうえ、毎月同額を支給する。当該指標を選択した理由は、当該指標が事業の儲けを示している重要な指標であり、経営の成果として適切であると判断しているためであります。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するように設定し、適宜、環境の変化に応じて役員報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。前事業年度の営業利益は724百万円となります。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模を有する企業や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、役員報酬委員会において検討を行う。

取締役会は役員報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬及び報酬算定の比率によって算出される取締役の個人別の報酬の内容を決定することとする。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定は、決定の透明性を確保するため独立性の高い任意の役員報酬委員会に原案を諮問し答申を得た上で、当該答申の内容を尊重して、取締役会において個人別の報酬等の内容を決定しております。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役高岡次郎氏は、株式会社アタックスの最高顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 取締役白木和夫氏は、株式会社シロキホールディングスの代表取締役社長、株式会社シロキの取締役相談役及びシロキコーポレーション株式会社の取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 取締役那須國宏氏は、那須・岩崎法律事務所の所長弁護士、東海旅客鉄道株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査役田嶋好博氏は、田嶋・水谷法律事務所の所長弁護士、株式会社エイチームの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 高岡次郎	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に、また、役員報酬委員会2回及びコンプライアンス委員会3回の全てに出席いたしました。出席した取締役会等において、公認会計士としての専門的見地から、積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 白木和夫	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に、また、役員報酬委員会2回及びコンプライアンス委員会3回の全てに出席いたしました。出席した取締役会等において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 那須國宏	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に、また、役員報酬委員会2回及びコンプライアンス委員会3回の全てに出席いたしました。出席した取締役会等において弁護士としての専門的見地から、積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 田嶋好博	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 大隈 圀彦	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に、また、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

(1)名称 仰星監査法人

### (2)報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3)非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5)責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 内部統制に関する基本方針

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、企業の存続と発展のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠なものであると認識し、企業活動において求められるあらゆる法令等の遵守と、高い倫理観に立って、公正かつ透明性の高い企業活動を行う。

ロ. 取締役は、取締役相互において法令および定款への適合性を監視するとともに、毎月の定時取締役会において、各々委嘱された職務の執行状況を報告する。

ハ. 取締役は、事業所長より職務執行状況の報告を定期的を受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。

ニ. 当社は、公共の秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、一切の関係を持たない。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る文書、その他の情報について「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等の、社内規程に従って適切に保存、および管理する。また、必要に応じて保存および管理状況の検証、見直しを行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響をおよぼす恐れのある損失の危険をリスクと定め、リスクを未然に防止するとともに、万一、リスクが顕在化した時には迅速かつ的確な施策が実施できるように、「リスク管理規程」を整備し、リスク管理体制を構築する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は、毎月1回以上開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役以下の職務執行の状況を監督する。

ロ. 職務の執行に関しては「職務権限表」により意思決定の対象範囲と決定権限者を定め、「稟議規程」に基づき手続きの適正を確保する。

ハ. 内部監査室は、公正かつ独立の立場で業務の執行状況を監視し、的確な現状把握と建設的な助言により、取締役の職務執行が効果的に行われる体制を確保する。



⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務の執行の補助者を必要とするときは、まず、内部監査室に監査役の職務の執行の補助を委嘱する。なお、不足する場合には、別途直属の使用人を配置し監査業務を補助する。

⑥前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めにより、内部監査室を監査役補助者として配置した場合は、内部監査室に対する異動、懲戒、人事考課等については監査役の意見を聞き、これを尊重する。また、直属の使用人を配置した場合の使用人に対する異動、懲戒、人事考課等についても監査役の意見を尊重するものとする。

⑦取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、「監査役会規程」に従い、監査役の要請に応じて下記の事項の報告および情報提供を行うものとする。

- イ. 重要な社内会議で決議された事項。
- ロ. 当社の業務または業績見込みの内容。
- ハ. 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更。
- ニ. 内部監査の状況、およびリスク管理に関する重要な事項。
- ホ. 法令違反、もしくは不正行為の事実、苦情など。
- ヘ. 報告をした者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制。
- ト. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役および使用人は、監査役から監査業務執行に関する事項の報告、調査を求められた場合は、速やかに当該事項について報告する体制を確保する。
- ロ. 監査役は、会計監査人および内部監査室との間で密接な連携を保ち、監査役監査に必要な情報の提供を受ける。
- ハ. 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等、重要な会議に出席する。

## 内部統制システムの運用状況の概要

内部統制システムを適正に運用するため、当社は取締役会、経営会議を毎月定期的で開催し内部統制システムの運用状況を確認する体制を取っております。また、会議には監査役も毎回出席し意見を述べております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題と考えています。業績を反映した利益還元を基本としつつ、安定的な配当に配慮し、かつ、長期的視点に立った財務体質と経営基盤の強化に努め、総合的な株主利益の向上を図ることを基本方針としています。

配当に関しては、年2回行うことを基本的な方針としています。剰余金の配当など、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めています。なお、期末配当の基準日は毎年3月31日、中間配当の基準日は毎年9月30日とし、このほか、基準日を定め剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めています。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化および将来の投資に利用する予定です。

また、自己株式の取得に関しては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況や株価の動向などを勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金は1株につき30円とさせていただきます。なお、中間配当金として1株につき30円をお支払いしていますので、年間配当金は1株につき60円となります。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>8,217,721</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,261,203</b>
現金及び預金	6,584,111	買掛金	880,463
受取手形	68,578	未払金	197,665
売掛金及び契約資産	919,702	未払費用	268,826
棚卸資産	99,140	未払法人税等	121,716
前渡金	45,868	未払消費税等	75,619
前払費用	458,463	前受金	3,131
その他の	50,927	契約負債	4,518,239
貸倒引当金	△9,069	賞与引当金	165,005
<b>固定資産</b>	<b>5,544,522</b>	その他の	30,536
<b>有形固定資産</b>	<b>4,273,780</b>	<b>固定負債</b>	<b>208,842</b>
建物	835,025	退職給付引当金	91,764
構築物	6,276	役員退職慰労引当金	74,860
機械及び装置	5	その他の	42,217
車両運搬具	6,033	<b>負債合計</b>	<b>6,470,046</b>
工具、器具及び備品	1,673,396	(純資産の部)	
土地	1,710,972	<b>株主資本</b>	<b>7,264,257</b>
リース資産	10,967	資本金	923,761
建設仮勘定	31,102	資本剰余金	770,533
<b>無形固定資産</b>	<b>267,176</b>	資本準備金	770,533
ソフトウェア	256,459	利益剰余金	5,570,048
その他の	10,716	利益準備金	38,301
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,003,565</b>	その他利益剰余金	5,531,747
投資有価証券	67,997	利益積立金	50,000
長期前払費用	156,325	別途積立金	703,500
破産更生債権等	83,554	繰越利益剰余金	4,778,247
繰延税金資産	304,306	<b>自己株式</b>	<b>△85</b>
保険積立金	280,622	評価・換算差額等	27,940
その他の	194,314	その他有価証券評価差額金	27,940
貸倒引当金	△83,554	<b>純資産合計</b>	<b>7,292,198</b>
<b>資産合計</b>	<b>13,762,244</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>13,762,244</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	9,960,242
売上原価	4,725,870
売上総利益	5,234,371
販売費及び一般管理費	4,684,630
営業利益	549,741
営業外収益	
受取利息	103
受取配当金	1,152
受取家賃	47,004
保険解約返戻金	20,387
その他	12,677
営業外費用	
賃貸費用	8,825
その他	1,221
経常利益	621,019
経常外損失	
固定資産除却損	24,726
減損	439,113
税引前当期純利益	157,179
法人税、住民税及び事業税	197,020
法人税等調整額	△122,158
当期純利益	82,316

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
					利 益 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	923,761	770,533	770,533	38,301	50,000	703,500	4,979,142	5,770,943	△85	7,465,152
会計方針の変更による累積的影響額										-
会計方針の変更を反映した当期首残高	923,761	770,533	770,533	38,301	50,000	703,500	4,979,142	5,770,943	△85	7,465,152
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当								△283,212	△283,212	△283,212
当 期 純 利 益							82,316	82,316		82,316
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	△200,895	△200,895	-	△200,895
当 期 末 残 高	923,761	770,533	770,533	38,301	50,000	703,500	4,778,247	5,570,048	△85	7,264,257

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	25,840	25,840	7,490,993
会計方針の変更による累積的影響額			-
会計方針の変更を反映した当期首残高	25,840	25,840	7,490,993
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△283,212
当 期 純 利 益			82,316
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,100	2,100	2,100
当 期 変 動 額 合 計	2,100	2,100	△198,794
当 期 末 残 高	27,940	27,940	7,292,198

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1)資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

##### ②棚卸資産

- ・製品、原材料、貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
- ・仕掛品（フィルム制作） 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・仕掛品（デジタルサイネージデータ制作）  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・未成工事支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2)固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 20年

工具、器具及び備品 10年

取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

### ③リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3)引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権においては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### ③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から会計処理しております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

#### ④役員退職慰労引当金

役員の退職功労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### (4)収益及び費用の計上基準

ナビタ事業では、顧客との契約に基づいてナビタ筐体に掲出する広告を制作することと、ナビタ筐体に広告を掲出することについて単一の履行義務として処理しております。したがって、広告制作、広告掲出ともに、広告の掲出期間の経過に伴って履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時期に対応して収益を認識しております。なお、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務がある場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

アド・プロモーション事業では、ナビタ筐体以外の媒体に掲出する広告を制作することと、ナビタ筐体以外の媒体に広告を掲出することについて単一の履行義務として処理しております。したがって、広告制作、広告掲出ともに、広告の掲出期間の経過に伴って履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時期に対応して収益を認識しております。広告掲出を伴わない広告サービス請負及び物品販売については顧客への納

品時点で収益を認識しております。なお、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務がある場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

サイン事業では、顧客との契約に基づいてサインを製作し設置する履行義務を負っております。当該工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積方法は、工事原価総額見積額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については、原価回収基準を適用しており、また、期間がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27条-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

(貸倒引当金)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 92,623千円

貸倒引当金繰入額(販売費及び一般管理費) 5,783千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末において、新型コロナウイルスの感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は継続するものの当社の業績に与える影響は限定的であるとの仮定を置いています。こうした仮定のもと、貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能額見込額に対して貸倒引当金を設定しております。

当事業年度末の貸倒引当金は現時点における最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定には不確実性があり、経済環境等の変動により債務者の信用リスクが変化した場合には、翌事業年度の計算書類において認識する貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額の金額に影響を与える可能性があります。



(固定資産の減損)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,273,780千円
無形固定資産	267,176千円
減損損失（特別損失）	439,113千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

資産グループに減損の兆候が認められた場合に、割引前将来キャッシュ・フローを算定し、減損損失を認識するかどうかの判定を行います。

その結果、減損損失を認識すべきであると判定された場合、資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を回収可能価額とし、帳簿価額との差額を減損損失に計上します。

回収可能価額の見積もりは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、回収可能価額の見積額の見直しが必要な事象が生じた場合、当該見直しを行う事業年度及び翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1)顧客から生じた債権の残高及び契約資産の残高

売掛金	903,679千円
契約資産	16,022千円
合計	919,702千円

(2)棚卸資産の内訳

製品	10,827千円
仕掛品	12,790千円
原材料及び貯蔵品	75,522千円
合計	99,140千円

(3)担保に供している資産及び担保に係る債務

営業保証として担保に供している資産	
定期預金	2,000千円
合計	2,000千円

(4)有形固定資産の減価償却累計額 5,364,328千円

(5)当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	900,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	900,000千円

## 6. 損益計算書に関する注記

### (1)減損損失に関する注記

当事業年度において、以下の資産グループにおいて、減損損失を計上しております。

拠点	主な用途	種類	金額
大阪支社	駅他周辺案内設備	工具、器具及び備品	306,687千円
		ソフトウェア	13,004千円
札幌支社	駅他周辺案内設備	工具、器具及び備品	96,021千円
		ソフトウェア	5,962千円
広島支店	周辺案内設備	工具、器具及び備品	7,500千円
		ソフトウェア	136千円
遊休資産	eグルメサイト	ソフトウェア仮勘定	9,800千円

当社は、原則として、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別にグルーピングを行っております。

減損の兆候判定については、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合及び、継続してマイナスとなる見込みとなる場合や固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その際の回収可能価額は正味売却価額により算定しております。

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1)当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
     普通株式 4,720,245株
- (2)当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
     普通株式 45株
- (3)剰余金の配当に関する事項

### ①配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2022年5月19日 取締役会	普通株式	141,606	30	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	141,606	30	2022年9月30日	2022年12月1日

### ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2023年5月18日 取締役会	普通株式	利益剰余金	141,606	30	2023年3月31日	2023年6月26日

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにそのリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに左右されます。当該リスクについては当社の与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに左右されますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。これらは流動性リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測を行う等の方法により管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額7,050千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金及び受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①投資有価証券 その他有価証券	60,947	60,947	—

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	60,947	—	—	60,947

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明  
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

### (1)賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、名古屋市において、オフィスビルを賃貸しております。

2023年3月期における賃貸等不動産に係る賃貸損益は24,155千円（賃貸収益は受取家賃に、主な賃貸費用は賃貸費用に計上）であります。

### (2)賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位:千円)

貸借対照表計上額	時価
280,524	398,159

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、土地については、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）により評価したものであり、一部の建物等の償却性資産については貸借対照表計上額をもって時価とみなしております。

## 10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

貸倒引当金	28,346千円
未払事業税等	14,382千円
賞与引当金	50,498千円
減価償却超過額	18,662千円
減損損失累計額	138,245千円
退職給付引当金	28,083千円
役員退職慰労引当金	22,910千円
投資有価証券評価損	4,769千円
未払費用	23,705千円
会員権等評価損	23,509千円
収益認識による影響額	31,244千円
その他	16,978千円
繰延税金資産小計	401,337千円
評価性引当額	△82,976千円
繰延税金資産合計	318,361千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11,408千円
その他	△2,645千円
繰延税金負債合計	△14,054千円
繰延税金資産（負債）の純額	304,306千円

## 11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 12. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ナビタ事業	アド・プロモーション事業	サイン事業	
売上収益				
ステーションナビタ	3,778,968	－	－	3,778,968
シティナビタ	3,841,053	－	－	3,841,053
公共ナビタ	399,489	－	－	399,489
その他		603,080	1,337,650	1,940,730
顧客との契約から生じる収益	8,019,511	603,080	1,337,650	9,960,242
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上収益	8,019,511	603,080	1,337,650	9,960,242

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、掲出期間が経過していない広告料であり、貸借対照表上、流動負債に「契約負債」として計上しております。

①契約負債の残高

	当事業年度
契約負債（期首残高）	4,386,491千円
契約負債（期末残高）	4,518,239千円

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は、4,205,126千円であります。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予定される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、主に広告制作に関するものであり、当事業年度末においては345,544千円あります。当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から3年の間で収益を認識することを見込んでおります。

**13. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たりの純資産額	1,544円89銭
(2) 1株当たりの当期純利益	17円44銭

**14. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

表示灯株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小 出 修 平
指定社員 業務執行社員	公認会計士	浅 井 孝 孔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、表示灯株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

表示灯株式会社 監査役会  
常勤監査役 橋本 幸夫 ㊟  
監査役 田嶋 好博 ㊟  
監査役 大隈 罔彦 ㊟

(注) 監査役田嶋好博および監査役大隈罔彦は、会社法第2条第16項および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	徳毛孝裕 (1966年10月12日生)	2020年8月 当社入社 執行役員 営業本部 名古屋支社担当 2020年9月 執行役員 生産本部 副本部長 2021年7月 執行役員 名古屋支社長 2022年2月 副社長執行役員 名古屋支社長 2022年4月 副社長執行役員 2022年6月 代表取締役社長（現任）	—
	<p><b>【選任理由】</b> 徳毛孝裕氏は、当社入社以来、生産本部副本部長、名古屋支社長として生産本部及び事業所経営の業務に携わり、業務全般にわたり豊富な知識と経験・実績・見識を積み重ねております。また、前職においてインターネットビジネスに長年携わっており、将来、当社が目指すウェブビジネス展開に力を発揮できる経験を有し、代表取締役社長に就任後は、経営統括者として、リーダーシップとバランス経営により全社を牽引してきていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	なが い とう いち 永 井 東 一 (1963年8月28日生)	1986年3月 当社 東京支社入社 2012年4月 管理本部人事部長 2013年4月 執行役員 統轄本部企画広報部長 2014年4月 取締役 社長室長 2019年4月 取締役 管理本部長 2022年4月 取締役副社長 管理本部長 2022年5月 取締役副社長 管理本部長 生産本部長 2022年6月 代表取締役副社長 管理本部長 生産本部長 (現任)	5,000株
<p><b>【選任理由】</b>            永井東一氏は管理部門に長く携わっており、管理分野全般の豊富な知識と経験・実績・見識を積み重ねております。取締役に就任後、社長室長、管理本部長、生産本部長を務め、当社における内部管理体制の向上に実績を有し、代表取締役副社長に就任後は、経営統括者として、豊富な経験を適切に経営に反映してきていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	内藤 浩文 (1963年8月4日生)	1986年 4月 警察庁警務局人事課採用 2011年 8月 佐賀県警察本部長 2017年 9月 長野県警察本部長 2021年 9月 警察庁長官官房政策立案総括審議官兼公文書監理官 (2022年 1月 辞職) 2022年 5月 当社入社 顧問 2022年 6月 取締役副社長 公共ナビタ事業本部長 2023年 4月 取締役副社長 公共事業本部長 (現任)	—
<b>【選任理由】</b> 内藤浩文氏は、当社入社以前に、警察庁において要職を務められ、社会的な立場で豊富な経験と見識を積み重ねております。当社入社後、顧問に就任し、社会的な経験や知見を適切に経営に反映してきた実績を有しており、取締役副社長に就任後は、公共ナビタ事業本部長を務め、経営統括者として、前職で培った社会的な経験や知見を適切に経営に反映してきていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	吉田 大士 (1941年5月17日生)	1967年 2月 日本交通表示灯株式会社 (現当社) 設立 代表取締役社長 1999年 4月 代表取締役会長 2003年 4月 取締役会長 (現任)	135,345株
<b>【選任理由】</b> 吉田大士氏は、当社の創業者であり、長年にわたり当社全体の経営の指揮を執り、経営者としての見識、豊富な経験に基づき、経営全般の監督と代表取締役への適切なアドバイスができることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	栗本肇 (1942年3月29日生)	1967年 2月 日本交通表示灯株式会社（現当社）設立 代表取締役副社長	129,000株
		1999年 4月 代表取締役副会長 2003年 4月 取締役副会長（現任）	
<p><b>【選任理由】</b> 栗本肇氏は、当社の創業者であり、長年にわたり当社全体の経営の指揮を執り、経営者としての見識、豊富な経験に基づき、経営全般の監督と代表取締役への適切なアドバイスができることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			
6	栗本勉 (1945年7月19日生)	1998年 1月 トービタ株式会社 取締役 2002年 6月 同社 代表取締役社長 2017年12月 当社との合併により 取締役副社長 2019年 4月 取締役副社長 生産本部長 2022年 4月 取締役副社長 2022年 6月 取締役副会長（現任）	31,660株
		<p><b>【選任理由】</b> 栗本勉氏は、当社グループ会社の取締役を歴任した他、長年に亘りトー・ナビタ株式会社の代表取締役としての経験を有しております。当社と合併後は取締役副社長に就任し、豊富な知識と経験・実績・見識を有していることから、経営全般の監督と代表取締役への適切なアドバイスができることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
7	たか おか じ ろう 高 岡 次 郎 (1936年7月7日生)	1965年4月 公認会計士今井富夫事務所入所 1968年12月 監査法人丸の内会計事務所設立に伴い移籍 1981年10月 当社 監査役 1986年9月 公認会計士・税理士高岡次郎事務所開設 1990年4月 株式会社アタックス 代表取締役会長 1999年5月 監査法人トマツ 会長 2000年5月 監査法人トマツ 包括代表社員兼務 2001年5月 監査法人トマツ 相談役代表社員 2002年4月 アタックス税理士法人(旧今井会計合同事務所/高岡次郎事務所)設立 代表社員 2006年7月 株式会社アタックス 最高顧問(現任) 2018年4月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アタックス 最高顧問	550株
<p><b>【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>高岡次郎氏は公認会計士としてのご経験・ご見識は当社にとって大変有益であり、社外取締役として客観的な視点から、当社経営に対し監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。</p> <p>同氏が選任された場合は、役員報酬委員及びコンプライアンス委員として当社の役員報酬等の内容並びに当社のコンプライアンス経営の取組みに対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
8	<p>しろきかずお 白木和夫 (1950年7月5日生)</p>	<p>1973年4月 大日本印刷株式会社入社                      1975年4月 株式会社シロキ入社                      1983年1月 同社 取締役                      1986年6月 同社 代表取締役社長                      2009年3月 同社 代表取締役会長                      2017年1月 株式会社シロキホールディングス                      同社 代表取締役社長(現任)                      株式会社シロキ 取締役会長                      シロキコーポレーション株式会社 取締役(現任)                      2020年5月 当社 社外取締役(現任)                      2023年3月 株式会社シロキ 取締役相談役(現任)                      (重要な兼職の状況)                      株式会社シロキホールディングス 代表取締役社長                      株式会社シロキ 取締役相談役                      シロキコーポレーション株式会社 取締役</p>	-
<p><b>【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】</b>                      白木和夫氏は長年にわたり株式会社シロキ及び株式会社シロキホールディングスの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。                      同氏が選任された場合は、役員報酬委員及びコンプライアンス委員として当社の役員報酬等の内容並びに当社のコンプライアンス経営の取組みに対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
9	な す く に ひろ 那 須 國 宏 (1944年6月5日生)	1969年4月 弁護士登録（現任） 1975年10月 那須國宏法律事務所（現 那須・岩崎法律事務所）開設 所長弁護士（現任） 1999年4月 名古屋弁護士会 会長 日本弁護士連合会 副会長 2003年7月 愛知県人事委員会 委員長 2009年4月 当社 顧問弁護士 2018年6月 東海旅客鉄道株式会社 社外監査役（現任） 2018年10月 愛知県公安委員会 委員（現任） 2020年6月 当社 社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 那須・岩崎法律事務所 所長弁護士 東海旅客鉄道株式会社 社外監査役	-
<p><b>【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>那須國宏氏は弁護士としてのご経験・ご見識は当社にとって大変有益であり、社外取締役として客観的な視点から、当社経営に対し監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。</p> <p>同氏が選任された場合は、役員報酬委員及びコンプライアンス委員として当社の役員報酬等の内容並びに当社のコンプライアンス経営の取組みに対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。</p> <p>同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、同氏は弁護士として企業法務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高岡次郎氏、白木和夫氏及び那須國宏氏は、社外取締役候補者であります。
3. 高岡次郎氏、白木和夫氏及び那須國宏氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ高岡次郎氏が5年2か月、白木和夫氏が3年1か月、那須國宏氏が3年となります。

4. 当社は、高岡次郎氏、白木和夫氏及び那須國宏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、白木和夫氏及び那須國宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりません。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しております。当該保険契約では、当社が負う有価証券損害賠償費用、訴訟費用、不祥事が発生した場合の第三者委員会設置費用等に加え、被保険者が会社の役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとしております。また、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は、次回2024年5月の更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は当社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

【ご参考】 議案が承認された場合の取締役会の構成および専門性と経験

取締役候補者の専門性と経験に基づき、当社が各取締役に特に期待する分野は以下のとおりであります。なお、以下の取締役会の構成は本株主総会における取締役選任議案が全て原案どおりご承認いただけた場合を前提に作成しております。

候補者 番号	ふりがな 氏名	社 外	企業 経営	財務・ 会計	法務/ リスク 管理	業界 経験	人事・ 労務	DX	サステナ ビリティ
1	とくも たかひろ 徳毛 孝裕		○			○	○	○	○
2	ながい とういち 永井 東一		○	○	○	○	○	○	
3	ないとう ひろふみ 内藤 浩文		○		○		○		○
4	よしだ ちとひと 吉田 大士		○			○	○		
5	くりもと はじめ 栗本 肇		○			○	○		
6	くりもと つとむ 栗本 勉		○	○			○		○
7	たかおか じろう 高岡 次郎	○	○	○					
8	しろき かずお 白木 和夫	○	○				○		
9	なす くにひろ 那須 國宏	○			○		○		

注) 上記一覧表は、取締役が有する全ての知識・経験・能力等を表すものではありません。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：愛知県名古屋市中村区名駅四丁目10番25号  
名駅IMAI（イマイ）ビル8階 AP名古屋（東急グループ）  
TEL 052-561-1109



交通 名鉄・近鉄 名古屋駅 徒歩約2分  
JR 名古屋駅 徒歩約5分

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

